

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

35. 短期入所事業を整備・拡充してください。

- ① 緊急時はもとより将来の親子の自立(自律)に向けて、児童が利用できる短期入所施設を増やしてください。また、レスパイト対応や外泊の体験ができるよう障害者の短期入所の整備を進めてください。

（回答）

- 短期入所サービスについては、令和6年4月の報酬改定において、地域生活支援拠点等として情報連携を整えた事業所における重度障がい者の緊急時の受け入れが評価されるとともに、緊急時の受入体制の構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算が見直されたところです。
- また、医療的ケア児者の家族のレスパイトの時間を確保することは、医療的ケア児者とその家族の支援にあたって重要であることから、福祉型強化短期入所サービスにおいて、入浴支援等、日中の支援ニーズに応えるサービス類型が新たに創設されました。
- 障がい児者やその家族の様々なニーズに応じ、きめ細やかなサービスを提供していくことができるよう、更なるサービスの充実を、国に働きかけてまいります。
- また、市町村が、地域生活支援拠点等の「緊急時の受入れ・対応」、親元からの自立に向けた「体験の機会・場の提供」等の機能拡充が図れるよう、十分な財政措置を国に要望するとともに、意見交換会の開催による好事例の情報共有など、引き続き、市町村の取組みを支援してまいります。

○ 加えて、大阪府では、重症心身障がい児者、特に医療的ケアが必要な方の地域生活を支え、介護者の負担を軽減するため、平成 26 年度より「医療型短期入所支援強化事業」を実施しています。これは、医療機関が空床などを利用して、レスパイトでの利用が可能な福祉サービスである短期入所事業を実施し、高度な医療的ケアが必要な方を受け入れた場合に、経費の一部を医療機関へ助成する事業です。医療的ケアの内容や年齢に関わらず身近な地域で短期入所を利用できるよう、引き続き実施医療機関の拡大に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課（傍線部）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

35. 短期入所事業を整備・拡充してください。

② 重度の知的障害や強度行動障害のある人が安心して利用できる施設・設備・環境の整った短期入所施設が開設できるよう、大阪府として助成制度を創設してください。

（回答）

○ 重度の知的障がい者や強度行動障がいを有する方への支援は、障がい特性に応じた環境整備や専門的な人材と体制強化が必要と考えております。

○ 大阪府では、国庫補助事業の社会福祉施設等施設整備費補助金を活用し、重度知的障がい者を受入れるグループホームや短期入所事業所を優先して整備を進めているところです。また、既存のグループホームや短期入所事業所を対象として、重度障がい者の地域移行をより推進していく観点から、令和5年度より重度障がい者の受入れに必要な環境整備に係る費用を助成する府独自事業「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」を実施しているところです。

○ 令和6年4月の報酬改定において、平時から地域の重度障がい者の生活状況等を把握するため、基幹相談支援センターや医療機関、行政機関等と連携体制を整えた短期入所事業所が、重症心身障がい児者や強度行動障がいを有する児者を受け入れた場合を評価する加算が見直されました。

○ 大阪府として助成制度を創設することは困難ですが、障がい児者やその家族の様々なニーズに応じ、きめ細やかなサービスを提供していくことができるよう、更なるサービスの充実について、国に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

35. 短期入所事業を整備・拡充してください。

- ③ 学びの場の学生は、自らの自立(自律)にむけた生活や親子関係が築けるようにショートステイの利用について積極的に学んでいます。「じりつしたい!」とねがう学生と家族が身近に利用できるショートステイ事業所を増やしてください。

（回答）

- 「第5次大阪府障がい者計画」と併せて策定している「第7期障がい福祉計画」において、令和6年度から令和8年度までの3年間ににおける短期入所の見込量を示しており、いずれの障がい種別においても増加傾向にあります。
- 現行計画が令和8年度末で終了することから、次期計画策定に向け実績を把握するとともに、今後の必要なサービス量を適切に把握するよう、市町村に働きかけてまいります。
- また、市町村が、地域生活支援拠点等の「緊急時の受入れ・対応」、親元からの自立に向けた「体験の機会・場の提供」等の機能拡充が図れるよう、十分な財政措置を国に要望するとともに、意見交換会の開催による好事例の情報共有など、引き続き、市町村の取組を支援してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課（傍線部）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

37. 入所施設を必要数整備し、入所待機者を早急に解消してください。

② 医療的ケアの利用者を受けとめることのできる障害者のくらしの場の整備を府の責任で行ってください。また、看護師配置が可能となる補助制度を創設してください。

（回答）

- 大阪府においては、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活を支えるために、医療・福祉等関係機関の連携体制を構築し、地域生活を維持・継続していただけるよう努めるとともに、地域ケアシステムの強化や障がい福祉サービスの充実強化に取り組んでいます。
- また、令和5年4月には「大阪府医療的ケア児支援センター」を設置しました。支援センターでは、市町村や医療、福祉関係等の支援機関と連携し、医療的ケア児やその家族が安心して生活できるよう必要な支援につなげてまいります。
- なお、重症心身障がい児者入所施設の新設については、設立意向の法人等からのご相談があれば、的確に対応してまいります。
- 大阪府では、入所施設だけでなくグループホームなど、地域の様々な社会資源を活用し、適切なサービスを提供していくことが必要であることから、地域の暮らしの場となるグループホームの整備促進に取り組むなど、地域の支援体制の充実に取り組んでいるところです。
- 施設入所者への医療的ケアの充実を図るため、夜間看護体制加算について、これまでの看護職員の配置人数によらない一律の加算から、配置した看護職員の人数に応じた評価に見直されたところです。

○ 入所者のケアがきめ細かく実施されるよう、職員配置基準等の更なる改善や必要な財源措置について、引き続き、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

37. 入所施設を必要数整備し、入所待機者を早急に解消してください。

③ 基本報酬の引き上げを国に求めてください。また、夜間の体制が厚くできるよう、加齢や重度化の実態に合わせて補助を行ってください。

（回答）

○ 障がい福祉サービスの報酬単価については、令和6年4月の報酬改定において、全体で1.12パーセントの改定率で見直しが行われるとともに、処遇改善加算の制度が一本化され、加算率が引き上げられました。

○ また、入所施設における夜間の看護体制を拡充し、入所者への医療的ケアの充実を図るため、夜間看護体制加算について、これまでの看護職員の配置人数によらない一律の加算から、配置した看護職員の人数に応じた評価に見直されたところです。

○ 他業種との賃金格差の解消に向け、福祉・介護従事者の処遇改善が確実になされるよう、更なる財源措置を、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

37. 入所施設を必要数整備し、入所待機者を早急に解消してください。

- ④ 入所施設で暮らす障害者が通院・入院した際に必要な支援が行えるよう、職員配置基準の改善を国に働きかけるとともに、大阪府としても独自の加配制度を設けてください。

（回答）

- 報酬額や人員配置基準は、障害者総合支援制度に基づく全国一律の制度であり、その改善については、これまでも必要に応じて、国に要望してまいりました。
- 入所者が病院又は診療所へ入院等をした場合は、入院・外泊時加算又は入院時支援特別加算の算定が可能となります。
- また、入所者の重度化・高齢化に伴い、医療的ケアが必要な入所者が医療機関に通院する頻度が高くなっていることから、令和6年4月の報酬改定において、通院に係る支援を評価する通院支援加算が創設されました。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

37. 入所施設を必要数整備し、入所待機者を早急に解消してください。

⑥ 自宅やグループホームでの暮らしが難しい重度の知的障害や強度行動障害のある人に対応できる入所施設を整備・建設してください。

（回答）

○ 大阪府では、入所施設をはじめグループホームなど、地域の様々な社会資源を活用し、障がい者や家族の状況に応じて、適切なサービスを提供していくため、市町村と連携し、相談支援体制の確保や暮らしの場となるグループホームの整備促進など、地域の支援体制の拡充に取り組んでいるところです。

○ 特に、重度の知的障がい者や強度行動障がいの状態を示す障がい者を支援できるグループホーム等の事業所の拡大は、入所施設からの地域移行や地域での暮らしを継続していくために重要と考えております。

○ このため、府独自事業として、重度の知的障がい者の受入れ実績のある事業者によるコンサルテーションや実地研修を通じて、支援方法やノウハウを習得する事業を実施するとともに、重度障がい者の受入れに必要な環境整備に係る費用を助成する「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」等を実施するなど、ハード・ソフトの両面から事業所の取組みを支援しているところです。

○ 引き続き、重度化・高齢化する障がい者やその家族が地域で継続して安心して生活いただくために、市町村をはじめとする関係機関と連携を図り、必要な支援が届くよう取り組んでいきます。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

38. 相談支援事業の拡充を図ってください。

- ⑤ 消費税対象事業となっている「基幹相談支援事業」「委託相談事業」を、第2種社会福祉事業に位置付けるよう早急に国に働きかけてください。

（回答）

- 障害者総合支援法に基づき地方が実施する「基幹相談支援事業」「委託相談事業」について、社会福祉法上の社会福祉事業に該当せず、消費税法上の課税対象とされた現行の運用を見直すよう、国に対して働きかけているところです。

- 今後も引き続き、働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

38. 相談支援事業の拡充を図ってください。

- ⑥ 重複聴覚障害者や高齢聴覚障害者の計画相談を行っている「相談支援センターなんなん」について、「生活介護事業」や「就労継続支援B型事業」と同様、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」を創設するよう国に働きかけてください。

（回答）

- 「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」については、視覚や聴覚等に障がいのある利用者との意思疎通に関し、配置基準による人員とは別に、点字の指導、点訳、歩行支援、手話通訳など、生活支援に従事する従事者を雇用している場合、一定の基準を満たすと加算が認定されるものとして認識しております。
- 府内の相談支援事業所の中には、このような従事者を雇用しているという事例を聞いたことが無く、今回、初めて貴団体から要望があり、それを知ったところです。
- 今後、相談支援事業の報酬に「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」が必要か府内の実態の把握に努めていくなど、検討していきたい。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

39. 補装具・日常生活用具を拡充してください。

- ② 生活の必要に応じた支給をしてください。「職業又は教育上等特に必要と認めた場合」に限定せず、必要に応じて複数の支給を可能としてください。なお、複数支給の理由として「屋内用と屋外用の区別」が制度的に認められるようにしてください。また、障害の等級に捉われず生活実態に応じた支給を行ってください。

（回答）

- 補装具の個数については、原則、1 種目につき 1 個とされていますが、職業又は教育上当特に必要と認められる場合には 2 個とすることができる。と補装具費支給事務取扱指針に規定があります。要望内容も踏まえながら、より多様なニーズに応じた使いやすいものとなるよう、大阪府としても、必要に応じて国に要望を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

41. 移動支援事業を自立支援給付事業とするよう国に働きかけてください。

- ① 隣接する市町村の報酬格差で生じるヘルパー不足や利用の偏りをなくしてください。
- ⑤ 施設・事業所等への通所に際して、すべての自治体で移動支援事業が利用できるようにしてください。
- ⑥ 日中活動が終わった平日や土日、祝日にガイドヘルパーが利用できるように、報酬を引き上げヘルパーの確保が行えるように国に強く要望してください。

（回答）

- 移動支援事業の活用については、地域生活支援事業に位置付けられ、事業の実施主体である市町村により、地域の特性や、個々の利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態で実施することとされています。
- 国に対しては、増加傾向にある事業ニーズへの対応や人材を確保するため、十分な事業予算を確保するとともに、移動支援事業と個別給付の利用対象者像の関係等の実態把握・整理を行い、早急にあり方を検討することを要望しております。
- また、移動支援事業に従事する者の人材確保を図り、利用者に必要なサービスを提供できるよう、市町村が障がい福祉サービスの処遇改善加算に相当する報酬引き上げを実施した場合には、その負担分について全額を国庫補助対象とするなどの対応を検討するよう国に求めています。

○ 利用範囲等については、大阪府が府内市町村の運用状況の調査を行うとともに、市町村に対しては、事業の目的に沿った利用者主体のよりよい制度となるよう見直されている事例などを参考に、必要に応じて検討するよう、またその運用にあたっては、事業の利用を希望する方の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で支給の決定を行うよう通知しています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

43. 地域で安心して暮らせるよう地域生活を支えるための「地域生活支援拠点機能」の整備方針を府の責任で策定してください。緊急時の対応には多様な困難に対応できる複数の支援者が必要不可欠です。そのために一定規模の入所型施設が地域生活支援拠点の中核的役割を果たすことができるよう、必要な支援・補助を行ってください。

（回答）

- 地域生活支援拠点等の整備については、本府より令和元年7月に「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて」をとりまとめ、地域生活支援拠点等の機能の中でも、特に重要な緊急時の受入れと対応が円滑に行われるよう、事前に障がい者や家族の状況を把握し登録する仕組みを提案するとともに、令和3年度より市町村の意見交換会を実施し、各機能の好事例などの情報共有を行うなど、市町村へ働きかけてきました。
- 現在、府内市町村における整備状況は、41市町村において、運用が開始されており、未整備の2市町においても早期整備に向けて検討が進められております。
- 大阪府障がい者自立支援協議会の「地域における障がい者等への支援体制について」の提言において、緊急時の受入れ・対応や体験の機会・場の提供等の拠点に求められる機能を充実させるためには、障がい者支援施設の強みを活かし、障がい者やその家族が安心して地域生活を送れるような連携体制を構築することが必要であることが示されました。
- 提言を踏まえ、地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、市町村が地域の実情に応じて取組みを進めるために参考としていただけるよう、大阪府ホームページにおいて、各市町村の取組事例や拠点の運用状況の検証・検討の実施状況等を掲載し、広く周知も図っているところです。

○ 引き続き、地域生活支援拠点等の機能強化に向けて、市町村の取組みを支援するとともに、国に対して、必要な財政措置を要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

49. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40 歳以上の特定疾患・65 歳以上の障害者）が、障害者福祉・介護保険のいずれを使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください。

- ① 要介護認定等の申請を行わない障害者に対し、障害者福祉サービスの打ち切りを行わないよう市町村に働きかけるとともに、「要介護認定の申請を行わない障害者に対して障害福祉サービスを打ち切るとは違法」と判示した岡山浅田訴訟の司法判断に沿い各市町村を指導するよう国に求めてください。

（回答）

- 国適用関係通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」において、「市町村は、介護保険の被保険者である障がい者から障がい福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障がい福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、適切に判断すること」とされています。
- また、新たに令和5年6月30日付けで発出された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、「申請に係る障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合や介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。その際、

障がい福祉サービスの利用を認める要件として、一定の要介護度や障がい支援区分以上であること、特定の障がいがあることなどの画一的な基準のみに基づき判断することは適切ではなく、障がい福祉サービスを利用する障がい者について、介護保険サービスへの移行を検討する際には、個々の障がい者の障がい特性を考慮し、必要な支援が受けられるかどうかという観点についても検討した上で、支給決定を行うこと」とされています。

- 大阪府においては、従前より国適用関係通知を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、これまでも市町村に助言を行っているところですが、引き続き市町村に対し働きかけてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 高齢介護室 介護支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

49. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40 歳以上の特定疾患・65 歳以上の障害者）が、障害者福祉・介護保険のいずれを使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください。

- ⑦ 介護保険で不足するサービス量について、障害福祉サービスを上乘せするよう市町村を指導してください。また、市町村によっては、上乘せを認める対象者を「支援区分6・要介護度5以上等の独自基準（ローカルルール）」で制限しているところがあります。こうした基準をなくして希望する人にきちんと上乘せ支給が行われるよう市町村に働きかけてください。

（回答）

- 大阪府においては、従前より国適用関係通知を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、また、要介護認定等の申請を行わない利用者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう丁寧に働きかけるよう、市町村に助言を行っております。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
福祉部 高齢介護室 介護支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

51. 旧優生保護法による強制不妊手術を受けた全ての被害者の権利が救済されるよう、手立てを尽くしてください。

①大阪府発行の「衛生年報」によると府内の旧優生保護法による不妊手術を強いられた被害者 1237 人以上とされ、この数は全国でも 3 番目に多いとされています。2024 年 7 月 3 日の最高裁大法廷判決に沿い、1 人でも多くの被害者を救済するため、大阪府として、積極的に被害者の掘り起こし調査を実施を行ってください。大阪府として把握した実態を報告してください。

（回答）

○ 旧優生保護法に基づき府内で実施された優生手術件数については、府の衛生年報により、「同意あり」が 618 件、「同意なし」が 619 件、合計 1,237 件であることを把握しております。

また、平成 30 年度に府庁（保健所含む）及び府内医療機関並びに福祉施設等に対し、当事者に関する資料・記録の保管状況に関する調査を行った結果、庁内では当事者が特定できる記録等は残っていないことを確認しており、これらの状況については、府のホームページに掲載しております。

○ 先月より新たな補償制度の請求受付が開始され、旧優生保護法一時金の認定を受けられた方には、速やかに連絡を行っております。また、新法施行を機に改めて対象となる方に情報が届けられるよう、医療機関や施設に対し、対象者につながる資料を保有しているか否かのアンケート調査を行い、対応してまいります。

○ 府では、これまで市町村、医療・福祉・人権等の関係機関などへのリーフレットやポスターの配布、府や市町村のホームページや広報紙等を通じての周知、OsakaMetro 等府内の鉄道会社の協力を得て行った駅構内でのポスターの掲示、メディア（テレビ CM・新聞など）を用いた広報などを行ってまいりました。

- 今年度は、地域包括支援センターなど対象施設を拡大してリーフレットやポスターの配布を行うとともに、メディア（テレビCM・新聞）を用いた広報を行っております。一人でも多くの対象者の方に伝わるよう、引き続き、積極的な広報周知に取り組んでまいります。
- 国に対しても、多くの方に制度を知って頂くため、テレビ・新聞・ラジオなどのメディアを用いた広報を複数回にわたり実施するよう要望しております。また、新たな補償制度の申請期限が法制定後5年であるため、本人に対する補償の機会を奪うことにもなりかねないことから、申請期限を撤廃する法改正を要望してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）〈新型コロナウイルス対策・感染症予防〉

68. 障害児者のインフルエンザ、コロナウイルス感染症等の、予防接種ワクチン費用の補助を行ってください。

（回答）

- インフルエンザ及びコロナウイルス感染症は予防接種法の B 類疾病に位置づけた上で、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的として、同法に基づく定期接種として実施されています。また、定期接種の対象者以外であっても、同法に基づかない任意接種(原則全額自己負担)として接種の機会を得ることは可能とされています。
- これらの予防接種は個人予防を主とする B 類疾病に位置づけられることから、現時点では府独自の財政支援は想定しておりません。
- なお、インフルエンザ予防接種費用の補助を独自に実施する府内自治体もあり、任意接種に対する費用助成については各自治体が地域の実情に応じた制度運用を行っているところです。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 感染症対策課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜医療＞

69. マイナンバーカードの取得は任意なので、健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化することで取得を強制するのではなく、健康保険証も存続して併用できるようにしてください。

（回答）

- 健康保険証とマイナンバーカードの一本化については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。）及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）を含む医療保険各法の改正により、国において全国的に統一した制度として定められたところです。
- それに基づき、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなりますが、それまでに交付された国民健康保険被保険者証は、最長1年間使用できるよう国が経過措置期間を設けており、有効期限が切れるまで使用することができます。また、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）を保有していない方には、当分の間、本人の申請によらず市町村において資格確認書を交付することとしています。
- マイナ保険証をお持ちでない方も含め、全ての方がこれまでと変わらず安心して保険診療が受けられるよう、国においては、医療機関向け総合ポータルサイトの開設やセミナーの開催、動画配信などの取組みが進められてきたところです。

○ 昨年３月の府政だよりにマイナンバーカードの健康保険証利用登録に関する記事を掲載したところです。また、今年度から市町村と共同で広報活動を実施することとしており、昨年１１月には、マイナ保険証及び資格確認書等に関する共同記事を作成し、府ホームページに掲載するとともに、各市町村において、広報を行ったところです。

○ 引き続き、マイナ保険証が円滑に利用できるよう、市町村と連携して、広域的かつ計画的な広報に努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

70. 障害児者の入院時に医療機関側から個室利用を求める際、個室料が患者負担とならないよう以下の措置を講じてください。

- ① 障害の状況により実質的に多床室での対応が困難な場合については、「特別室しか空きがない」場合と同様に病院側の都合による特別室利用として扱い、利用者からの料金徴収を行わないようにしてください。
- ② 上記措置が講じられるまでの間、大阪府として個室等での入院が必要な障害者に対する特別室利用料の負担軽減制度を講じてください。

（回答）

- 病院がいわゆる特別室など、患者から特別の料金の徴収を行う特別の療養環境の提供に係る病室（以下、「特別療養環境室」といいます。）へ入院させる場合については、厚生労働省の通知において、患者への十分な情報提供を行い、患者の自由な選択と同意に基づいて行われる必要があり、患者の意に反して特別療養環境室に入院させられることのないようにしなければならいとされております。
- また、患者本人の治療上の必要により特別療養環境室へ入院させる場合や、病棟管理の必要性等から特別療養環境室に入院させた場合であって、実質的に患者の選択によらない場合には、患者に特別療養環境室に係る料金を求めてはならないとされています。

（回答部局課名）

健康医療部健康推進室国民健康保険課
健康医療部保健医療室保健医療企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

<医療>

71. 障害の特性をふまえた各種診療が可能な総合病院を整備してください。

(回答)

- 医療機関においては、障がいの有無にかかわらず、適切な医療を受けることができるものとなっております。
- なお、大阪急性期・総合医療センターでは、リハビリテーション科・障がい者歯科・障がい者外来（リハ科・整形外科・神経内科・小児科）からなる、障がい者医療・リハビリテーション医療部門を設置し、障がい者の方々に対する医療やリハビリテーションを行っております。

(回答部局室課名)

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

72. ろう高齢者（施設入居者を含む）が医療機関を利用（受診・入院）する際、手話でのコミュニケーションが保障されるようにしてください。

①地方独立行政法人大阪府立病院機構の 5 病院（大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センター）について 2006 年から手話通訳者が配置されていますが、当該通訳者の退職後、新規雇用がされないなどによって手話通訳者が不在となる事案が生じています。早期の採用を促し、手話通訳者の不在を解消してください。

（回答）

- 地方独立行政法人大阪府立病院機構の 5 病院では、聴覚・言語障がいをする患者様に対し、各病院において、病院内での診察、検査、会計など必要に応じて手話通訳を行っております。
- 手話通訳は、常駐の手話通訳者による対応もしくは診察予定日等に合わせて派遣手話通訳者に依頼して対応しておりますが、いずれも患者様の費用負担はありません。
- 今後も各病院の手話通訳利用実績に応じ、常駐もしくは派遣により手話通訳者を確保し、患者様に安心して利用いただける環境を整備していきます。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<医療>

72. ろう高齢者（施設入居者を含む）が医療機関を利用（受診・入院）する際、手話でのコミュニケーションが保障されるようにしてください。
- ②府内の各医療機関（①以外の病院）に手話通訳者、手話ができる医療従事者、相談員などが配置されるよう働きかけてください。

（回答）

- 合理的配慮の基本的な考え方等を含む厚生労働大臣発出の「障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン」を医療機関に対して周知し、適正な医療の提供に努めるよう働きかけているところです。
- なお、改正障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、上記ガイドラインが改正されたことから、関係団体を通じ、医療機関へ改めて周知を行いました。
- また、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」を、保健所が実施する立入検査等の機会を活用して情報提供・周知を行っており、引き続き、障がい者への適切な対応が確保されるよう努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。